

令和 8 年第 6 回野洲市農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 10 日 午前 9 時 30 分より野洲市総合防災センター 2 階研修室において、令和 8 年第 6 回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

委員

1 番	野洲	秀一
2 番	針本	一春
3 番	北中	良夫
4 番	井上	輝子
5 番	中濱	佳久
6 番	橋本	高明
7 番	森	恒仁
8 番	田中	靖志
9 番	角出	昇
10 番	北浦	一宏
11 番	木村	二郎
12 番	市木	和雄
13 番	米澤	博
14 番	井狩	憲一
15 番	辻	美智子
16 番	島村	平治
17 番	清水	稔
18 番	山本	芳隆
19 番	岩井	正男
20 番	青木	章
21 番	川東	静佳
22 番	石塚	健一
23 番	小森	喜一
24 番	廣瀬	久雄
25 番	山田	富男
26 番	立入	三千男

欠席委員

無し

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	専門員	川尻 康治
	主任	加藤 英高

議長（会長）

それでは、只今から、令和８年第６回農業委員会総会を開会します。
日程に入るに先立ち、報告を行います。

本日の出席委員は 26 名であります。

これより、日程に入ります。

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。

第 22 番 石塚委員、第 23 番 小森委員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について、本会期は、本日 1 日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 議第 15 号を上程します。

先ず、議第 15 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し許可をすることについて議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、退席をして進めることとなります。

本件につきましては、譲受人が本職でありますことから規定に基づき、退席いたします。
これに伴い、この案件の議事の進行は、第 8 番 田中職務代理者をお願いします。

議長（職務代理者）

それでは、野洲市農業委員会総会会議規則第6条第2項の規定により、職務代理者の私が議長の職務を行います。
事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議第15号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は全部で3件でございます。議案書の1ページをご覧ください。
まず1件目です。資料は別紙Aの1ページから2ページでございます。

北 字 野田 ●●●●番、登記地目・現況地目ともに 田、面積 3,354㎡

北 字 姥ヶ尻 ●●●●番、登記地目・現況地目ともに 田、面積 3,023㎡ 合計
6,377㎡について、

譲渡人 ●●●● 氏から、譲受人 ●●●● 氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、周辺を耕作していることもあり、農業規模拡大を目的に引き受けることとなりました。

一方、譲渡人は、県外へ居住を移されることとなったことから、農地を売却したいとの思いを持たれておられ、双方の了承が得られたことから、今回の申請に至っています。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりです。

次に2件目、資料は別紙Aの3ページから4ページでございます。

入町 字 宮ノ森 ●●●● 、登記地目・現況地目ともに 田、面積2,816㎡

入町 字 モモノキ ●●●● 、登記地目・現況地目ともに 田、面積1,843㎡

入町 字 モモノキ ●●●●● 、登記地目・現況地目ともに 田、面積 2,342 m²

入町 字 モモノキ ●●●●● 、登記地目・現況地目ともに 田、面積 1,873 m²

入町 字 込田 ●●●●● 、登記地目・現況地目ともに田、面積 423 m²

入町 字 後野 ●●●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積 2,934 m²

入町 字 後野 ●●●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積 2,991 m²

入町 字 後野 ●●●●● 、登記地目・現況地目ともに田、面積 472 m²

入町 字 後野 ●●●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積 2,183 m²

入町 字 フモタ ●●●●●、登記地目・現況地目ともに畑、面積 285 m² 計 10筆合計
18,162 m²について

譲渡人 ●●●●● 氏から、譲受人 ●●●●● 氏へ、贈与により所有権の移転をされるものです。

譲渡人は、高齢であり、今後、農作業を継続していくことは困難であると考えられ、この度、同居家族でもある息子 ●●●●● 氏へ贈与されることとなりました。

別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。

次に3件目、資料は別紙Aの5ページから6ページでございます。

吉川 字 里ノ内 ●●●●● 、登記地目・現況地目ともに畑、面積 42 m²について、

譲渡人 ●●●●● 氏から、譲受人 ●●●●● 氏へ、贈与により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、譲渡人より申請地を引き受けてほしいとの話を受け、所有している農地と地続き

で耕作しやすいため、引き受けることとされました。

一方、譲渡人は、年齢が高齢となり所有、管理することが負担になっておられ双方の了承が得られたことから、今回の申請に至っています。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長（職務代理者）

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第18番 山本 委員お願いします。

山本委員

18番 山本です。

私からは北の案件についてご説明いたします。ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人は、県外へ居住を移されることとなったことから、譲渡されることとなりました。

一方、譲受人は、土地の売却の意向を受け、周辺を耕作していることもあり、引き受けられることとなりました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（職務代理者）

第14番 井狩 委員お願いします。

井狩委員

14番 井狩です。

私からは、入町の案件についてご説明いたします。

ただいま事務局から説明があったとおり、父親から息子へ贈与されます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（職務代理者）

第 9 番 角出 委員お願いします。

角出委員

9 番 角出です。

ただいま事務局から説明がありましたが、譲受人は申請地を以前から耕作されており、今後
も農地を利用されるため引き受けることとなりました。

皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長（職務代理者）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

井狩委員

1 件目の北の案件について、事務局で耕作者を把握しているか確認させていただきたい。ま
た、売買価格を把握しているかと、このような農地の売買を野洲市はどのように考えている
のか伺いたい。

事務局

1 件目の耕作者について、●●●●氏です。2 件目の質問の売買価格について、事務局では
把握しておりません。3 件目の質問について、譲受人は、申請地を機械で耕作されると聞いて
おりますので、特段問題ないものと考えております。

井狩委員

遠方の方が購入した場合、自分が耕作をせずに他人に任せる場合があります。かつては3年
3作との決まりがあったが、その決まりも無くなり、営農計画のみで事を済ますということ
になり、遠方の方が購入されると、その当該地周辺の農地の耕作者と波風が立つ場合があり
ます。その状況に対して、市の行政として対応ができるのかどうか。地域計画についても、
あくまで机上の話であって、このような案件があると耕作者は皆疲弊してしまう恐れがあ

ります。

事務局

今回の件については、購入者自ら耕作されると伺っておりますので、問題ないものと考えております。

地域計画について、地域の皆さまと話し合って今後の更新など進めていきたいと考えております。

議長（職務代理者）

井狩委員の貴重な意見を元に、事務局で今後の施策に反映をしていただきたいと思います。

北中委員

譲受人は、北で他に田んぼをお持ちでしょうか。また、その田んぼは●●●●氏が耕作されていますか。

されていないのであれば、農地の所有者が3年耕作をする必要があったと思いますが、違いますか。

事務局

令和5年4月1日付けの農地法改正に併せて、3年耕作の要件は撤廃されました。

また、譲受人は自分で耕作するという話を伺っておりますので、申し添えます。

中濱委員

この度の所有権移転の申請において、何か面積の広さなどで問題があるのでしょうか。

事務局

この度の所有権移転で何か法に抵触するようなことはございません。

中濱委員

以前に堤の件で農地法第3条の所有権移転をされてから、1年後に所有権移転をされることがあり、1年1作はしたろうとのことで転用を総会で認めていただいたが、農地の荒廃

について、井狩委員の意見は非常によく分かります。

3年3作の要件が無くなったことで、所有権移転後の農地の荒廃も考えられることから、今後農業委員会の事務局、農業委員を含めしっかりと見回りなど徹底する必要があると考えます。

事務局

遊休農地とならないよう農業委員の皆さまの農地パトロールと、事務局においても転用後もしっかりと追う必要があると考えております。

議長（職務代理者）

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第15号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第15号について、賛成の方の挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第15号は、許可することに決定いたしました。

退席された立入委員は、自席へお戻りください。

退席されていた立入委員に報告を致します。

只今議題となっております、議第15号は許可することに決定いたしました。

それでは、議事進行を立入会長と交代をいたします。

議長（会長）

続きまして、日程第4 報告案件に入ります。

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について

をご説明いたします。

議案書の 3 ページをご覧ください。

案件は 2 件です。

まず 1 件目、資料は別紙 A の 7 ページでございます。

冨波 字 山口 甲 ●●●●、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 21 m²について、譲渡人 ●●●● 氏と、譲受人 ●●●●、●●●● 氏とのあいだで、自己用住宅とするため、農地転用の届出があったものです。住宅の敷地は、位置図で緑の点線で囲っている部分で●●●●の筆と併せ 2 筆で住宅を建設される予定です。

次に 2 件目、資料は別紙 A の 8 ページから 9 ページでございます。

この案件につきましては、先月のその他報告でご説明しましたとおり、市街化区域編入後における 2 回目の所有権移転の届出の報告となります。

議案書の 4 から 7 ページが対象となる土地の所在地、登記地目、現況地目、届出面積の一覧表でございます。

議案書の 3 ページをご覧ください。

議案書の 4 から 7 ページに記載の土地の所在地、登記地目、現況地目、届出面積、計 117 筆 うち田 114 筆 計 123,178 m²、うち畑 3 筆 計 238 m² について譲渡人 ●●●● 氏と譲受人 ●●●● 氏とのあいだで、工場用地として使用するため、農地転用の届出があったものです。

別紙 A の 8 ページは冨波乙地先の対象地の位置図です。

別紙 A の 9 ページの平面図をご覧ください。番号 1 については、図面下の中央部のまる①のところとなり、計 117 筆同様に該当地へ番号を振った箇所が申請地となります。

事務局からの説明は以上となります。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第14号 非農地証明申請について、を議題とします。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、報告第14号 非農地証明申請について をご説明いたします。

議案書の8ページをご覧ください。

案件は1件です。

資料は別紙Aの10ページでございます。

市三宅 字 宮ノ前 ●●●●、登記地目 畑、 現況地目 山林、面積 181㎡について、

この申請は、農地法第2条第1項に規定する農地の対象とならない土地の証明について、野洲市農業委員会非農地証明事務取扱要領に基づいて、その旨の証明を行うものです。

申請地については、国土地理院の航空写真で確認したところ20年前から山林と判断でき、荒廃地と化しているため今後農地に復元することが困難であり、農地として利用される見込みもないことから、非農地証明事務取扱要領において、非農地として証明できると考えるものです。

なお、以前までは、非農地証明申請について、議案として取り扱っておりましたが、非農地証明書は要領の基準に基づき発行するもので、野洲市農業委員会事務局規程の第6条においても、軽易な証明に関することは事務局長の専決事項との規定があることから、報告案件として手続するものです。

事務局からの説明は以上となります。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

北中委員

写真を撮っているところは雑草地であって、その向こうは畑となっています。
不動産業者から農地転用したいと、いう話があったが、現地を確認したところ奥に畑があった。

その転用となるのか。

事務局

奥は畑となっておりますが、申請地については畑でなく、荒廃した農地と判断しております。荒廃農地の基準は20年でございます。また、位置図に付けている写真は国土地理院で取得された写真であり、20年以上前から山林化が著しいところであり、復旧が困難と判断して証明書を交付するものです。

また、申請地は2筆ございまして、北中委員ご指摘の場所は、この度の申請地とは異なる場所と考えます。

北中委員

カーブミラーが備え付けられていて、山林化すればミラーが見えなくなってしまう。農業委員の私に意見書を求めに来られて、判子は押せないと言明したが、不動産業者が申請を進めてきたと思われるが、事務局はどのように考えているのか伺う。

事務局

現地を確認して、非農地証明の基準に照らし合わせて、証明が発行できるか判断しておりますので、特段問題ないものと考えております。

中濱委員

野洲市農業委員会非農地証明事務取扱要領に基づいて、その証明手続きを行ったと言明があったが、第4条の規定で、耕作放棄地20年以上の規定に基づき手続きをすれば、裏に山があった場合、20年間放置すれば何も指導がなかったとしても、この証明が発行できてしまうのではないかと、それであれば開発の際に申請の転用の手続きをされればよいのではないかと考える。

荒れ放題の農地もこの規定に併せて申請すればよいのではないかと、考える他の者も出てくるのではないかと心配である。

事務局

委員のおっしゃるとおり、非農地判断を進めるべきか調べたところ、農林水産省から非農地判断の徹底の通知が令和3年4月1日付けで発出されており、再生利用が困難な農地で、森

林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であると判断した際は非農地判断をするよう通知が届いており、その通知にも倣って非農地判断を行っているところです。

中濱委員

荒廃農地はこの基準に照らし合わせて、推進していくということでしょうか。

事務局

確かに農業を止めてしまって、農地に戻すのが困難になってしまった場合はどうするのかなど色々ケースは考えられると思いますが、基準に照らし合わせて、発行手続きをさせていただくものと考えます。

中濱委員

地域の方や前回の農業委員の方の意見を伺うなど、非農地判断をする場合は、航空写真だけで判断するのは、少し強引ではないかという気がします。

事務局

農地を農地じゃないと判断するものを基準に照らして証明を発行しておりますので、今後も慎重に判断してまいりたいと考えております。

中濱委員

規定において、申請に照らして基準に該当しないときは、第4条、第5条で申請するよう指導するとあるが、ここについてはどうか。

事務局

今回については、現地を確認して国土地理院の航空写真で判断できるとしたものです。

議長（会長）

他にご質疑が無いようですので、質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

以上をもちまして、令和８年第６回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10：10